

狩猟免許取得の手引き



狩猟制度の概要



「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「法」という。）

すべての野生鳥獣は、原則としてその捕獲等が禁止されています。

ただし**有害鳥獣などを許可捕獲する場合**と**狩猟による場合**等は捕獲等をすることが可能です。



狩猟による場合は、「**狩猟免許**」を所持し、「**狩猟者登録**」を受けることが必要です。
(狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守してください。)

狩猟免許とは？

狩猟免許を取得するには、都道府県が実施する狩猟免許試験に合格する必要があります。
狩猟免許は法定猟法の種類(使用できる猟具の種類)に応じて、次の4種類に分かれています。



狩猟免許の種類	使用できる猟具
網 獵 免 許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わ な 獵 免 許	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種銃猟免許	装薬銃（散弾銃、ライフル銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む）



狩猟者登録とは？

狩猟免許を所持し、狩猟をしようとする都道府県で、狩猟免許に応じた「**狩猟者登録**」を
すると、その年度の狩猟期間中に狩猟を行うことができます。



狩猟鳥獣とは？



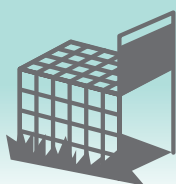
狩猟によって捕獲等が認められている野生の鳥及び獣を「**狩猟鳥獣**」といいます。
これ以外の鳥獣は狩猟で捕獲することができません。

(狩猟では、狩猟鳥の卵の採取とひなの捕獲は認められていません。)

狩 猟 鳥 獣	
鳥 類	スズメ、マガモ、キジバト、キジ、カルガモ、ヒヨドリ、カワウ など 26 種類
獣 類	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ、タヌキ、キツネ など 20 種類

※国及び都道府県により捕獲が禁止されている他、捕獲数が制限されている場合があります。

狩猟期間とは？



狩猟をしてもよい期間は、次のとおり定められています。

地 域	狩猟期間
北海道以外	毎年11月15日～翌年2月15日
北海道	毎年10月1日～翌年1月31日



※地域や鳥獣の種類によっては、狩猟期間を延長又は短縮している場合があるため、登録都道府県にご確認ください。
岡山県では、イノシシ及びニホンジカについて狩猟期間を延長し、11月15日から翌年3月15日までとしています。
また、ツキノワグマについては、狩猟期間を短縮し11月15日から12月14日までとしています。



岡山県で狩猟ができるまでの流れ



STEP 1

狩猟免許試験の申込み《公示～11月上旬頃》

- ・各県民局農林水産事業部森林企画課に申請する。
- ・免許の種類：網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟
- ・申請手数料：5,200 円（一部免除 3,900 円）

初心者講習会の申込み（任意）

- ・岡山県猟友会が開催
- ・受講料：5,000 円
- ・地区猟友会事務局に申込み

初心者講習会の受講（任意）《試験の約 1 週間前》

講習内容：法令に関する知識、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識についての講義、猟具の取扱い等の実技指導等。

STEP 2

狩猟免許試験の受験《7月上旬～11 月下旬》

- ・試験は年 6 回
- ・免許の種類ごとに知識、適性、技能試験を受験する。



合格

STEP 3

狩猟免許の取得《7月下旬～12月下旬頃》

- ・狩猟免許の交付を受ける。
- ・免許は 3 年間（初回は約 3 年間）有効です。



狩猟免許

STEP 4

狩猟者登録《10 月～》

- ・各県民局農林水産事業部森林企画課（県外の方は県庁農林水産部鳥獣害対策室）に申請する。
- ・申請手数料：1,800 円＋狩猟税：5,500 円～16,500 円（種類により異なる）



狩猟者登録証

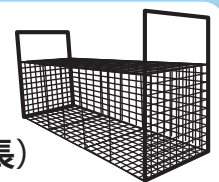


狩猟者記章

STEP 5

狩猟

- ・岡山県の狩猟期間は11月15日～2月15日です。
（イノシシ及びニホンジカは、11月15日～3月15日に延長）
（ツキノワグマは、11月15日～12月14日に短縮）



【銃猟を行う場合は、別途、銃の所持許可手続が必要です。】

- ・狩猟免許では銃器を所持することは出来ません。
- ・銃器を所持するには「銃砲刀剣類所持等取締法」に基づき、「所持許可」を受けなければなりません。
- ・詳細は、住所地を管轄する警察署の生活安全課にお問い合わせください。

STEP
1

狩猟免許試験の申込み

岡山県で狩猟免許試験を受験する方は、次により申請をしてください。

受験対象者	県内に住所地があり、 網猟免許及びわな猟免許については18歳以上、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許については20歳以上の方 (法第40条第2号から第6号までに該当しない方に限る)															
申 請 先	各県民局農林水産事業部森林企画課															
申 請 時 期	各試験実施日の約3週間程度前まで (公示～11月上旬頃)															
申 請 方 法	使用したい猟法の種類(網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟)ごとに申請書類を提出(1回の試験で複数受験することも可能)															
申請書類等	① 狩猟免許申請書 ② 医師の診断書(または、銃刀法の規定による所持許可証の写し) ③ 写真 1 枚(申請前6か月以内に撮影した 縦3.0cm×横2.4cmのもの) ④ 狩猟免許手数料(納付済証) ⑤ 返信用封筒 1 通 (110円分の郵便切手)															
手 数 料	<table><tr><td></td><td>網猟</td><td>わな猟</td><td>第一種銃猟</td><td>第二種銃猟</td></tr><tr><td>初めて免許を取得する方(円)</td><td>5,200</td><td>5,200</td><td>5,200</td><td>5,200</td></tr><tr><td>既に免許を有し、他の免許を取得する方(円)</td><td>3,900</td><td>3,900</td><td>3,900</td><td>3,900</td></tr></table> ※R7.4.1 現在の金額です。		網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	初めて免許を取得する方(円)	5,200	5,200	5,200	5,200	既に免許を有し、他の免許を取得する方(円)	3,900	3,900	3,900	3,900
	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟												
初めて免許を取得する方(円)	5,200	5,200	5,200	5,200												
既に免許を有し、他の免許を取得する方(円)	3,900	3,900	3,900	3,900												

STEP
2

狩猟免許試験の受験

狩猟免許試験は、次のとおり実施されます。

実施時期	7月上旬から11月下旬に実施(休日開催あり)
実施場所	各県民局ごとに会場を設定
実施回数	年6回
試験内容	① 知識試験: 法律、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験 (三肢択一の試験問題、初めて免許を取得する方は90分間で30問を回答) ② 適性試験: 視力、聴力、運動能力 ③ 技能試験: 猟具の取扱、鳥獣の判別等の実技試験

STEP
3

狩猟免許の取得

免許試験に合格すると、免許の種類ごとに免状が県知事から交付されます。

有効範囲	全国一円
有効期間	3年間(初回は約3年間)有効 (※3年ごとに狩猟免許の更新手続が必要)
取り消し等	法に違反、もしくは適性がなくなった場合、その程度に応じて、免許の取り消し、または効力が停止されることがあります。

STEP

4

狩猟者登録

岡山県で狩猟をしようとする方は、次により申請をしてください。

(他都道府県においても狩猟される方は、当該都道府県での登録が別途必要です。)

申請先	各県民局農林水産事業部森林企画課（県外の方は県庁農林水産部鳥獣害対策室）																										
申請時期	例年、10月1日から狩猟期間が終わるまで随時																										
申請方法	所持している免許のうち、狩猟に使用するものごとに申請																										
有効範囲	岡山県内のみ（登録をした都道府県内のみ）有効																										
有効期間	登録をした年度の狩猟期間中のみ有効（※年度ごとに登録が必要）																										
申請書類等	① 狩猟者登録申請書 ② 狩猟税納付書 ③ <u>狩猟に伴う損害</u> の賠償保険に入っていることの証明書 （保険金額3,000万円以上） ④ 写真2枚（1枚は申請書に貼付） ⑤ 狩猟者登録手数料及び狩猟税（納付済証）																										
手数料	<table><tr><td colspan="2"></td><td>網猟</td><td>わな猟</td><td>第一種銃猟</td><td>第二種銃猟</td></tr><tr><td colspan="2">狩猟者登録手数料（円）</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td rowspan="2">狩猟税（円）</td><td>下記以外の者</td><td>8,200</td><td>8,200</td><td>16,500</td><td rowspan="2">5,500</td></tr><tr><td>低い税額適用者</td><td>5,500</td><td>5,500</td><td>11,000</td></tr></table> ※R7. 4. 1 現在の金額です。 ※減免される場合があります。							網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	狩猟者登録手数料（円）		1,800	1,800	1,800	1,800	狩猟税（円）	下記以外の者	8,200	8,200	16,500	5,500	低い税額適用者	5,500	5,500	11,000
		網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟																						
狩猟者登録手数料（円）		1,800	1,800	1,800	1,800																						
狩猟税（円）	下記以外の者	8,200	8,200	16,500	5,500																						
	低い税額適用者	5,500	5,500	11,000																							
交付されるもの	狩猟者登録証・狩猟者記章・鳥獣保護区等位置図など																										

STEP

5

狩猟

狩猟者登録証等の交付を受けた者は、狩猟期間中に狩猟を行うことができます。

狩猟期間	11月15日～2月15日(イノシシ及びニホンジカは、11月15日～3月15日に延長) (ツキノワグマは、11月15日～12月14日に短縮)
注意事項	・出猟時には狩猟者登録証の携行及び狩猟者記章の着用が必要です。 ・網猟及びわな猟では、使用する猟具ごとに標識(名札)の設置が必要です。 ・出猟の結果については、狩猟者登録証裏面の捕獲報告が必要です。

お問い合わせ先

機関名	所在地	電話
岡山県備前県民局 農林水産事業部森林企画課	岡山市北区弓之町6-1	(086)233-9832
岡山県備中県民局 農林水産事業部森林企画課	倉敷市羽島1083	(086)434-7052
岡山県美作県民局 農林水産事業部森林企画課	津山市山下53	(0868)23-1384
岡山県農林水産部農村振興課 鳥獣害対策室	岡山市北区内山下2-4-6	(086)226-7439

詳細は岡山県鳥獣害対策室ホームページをご覧ください。

岡山県トップページ > 組織で探す > 農林水産部 > 鳥獣害対策室

岡山県鳥獣害対策室

検索